

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

令和3年11月26日

学校法人 柴田学園

柴田学園は、教職員の仕事と子育ての両立を図り、職業生活における女性活躍を支援することを目的に、女性活躍推進法の規定に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
2. 目標と実施時期・取組内容

目標

男女とも子の看護休暇利用率を令和7年3月末までに50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年4月～ 育児・介護休業規程を改正し周知する。
- ・令和4年5月～ 前年実績の調査を実施する。
- ・令和4年7月～ 子の看護休暇について学園内メール等で周知を行う。